

官施第 9 6 2 8 号  
1 7 . 1 2 . 2 2

長 官 官 房 長  
各 局 長  
施設等機関の長  
各 幕 僚 長 殿  
統合幕僚会議議長  
技術研究本部長  
契 約 本 部  
防衛施設庁長官

衛生担当防衛参事官

建築物における吹付けアスベスト等の分析調査状況について（通知）

標記について、官施第 8 7 5 5 号（1 7 . 1 1 . 1 8）により平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日現在の状況を通知していたところであるが、平成 1 7 年 1 2 月 1 4 日現在の状況を別添のとおり通知する。）

これらの建築物については、先に示したとおり、吹付けアスベスト等が使用されていないことが確認されるまでの間、又は吹付けアスベスト等の使用が認められ、除去等の処置が完了するまでの間は、吹き付け材の損傷、劣化等の状況に応じて、当該箇所への立入禁止や立ち入る場合の呼吸用保護具の着用の義務付けなど、隊員等の健康被害防止に努める必要がある。

なお、分析調査結果が得られていない建築物については、その結果が判明次第連絡する。

関連文書：官施第 8 7 5 5 号（1 7 . 1 1 . 1 8）

添付書類：吹付けアスベスト等の分析調査状況（平成 1 7 年 1 2 月 1 4 日現在）